

2022年度定時株主総会 招集ご通知に際しての 法令および定款に基づく 交付書面への記載を省略する事項

■事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社商船三井

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告の会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

| 発 行 日 | 2013年8月16日 | 2014年8月18日 | 2015年8月17日 | 2017年8月15日 | 2018年8月15日 |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 保 有 人 数 | 1名 | 3名 | 4名 | 6名 | 5名 |
| 当社取締役（社外取締役を除く） | 1名 | 3名 | 4名 | 4名 | 4名 |
| 当 社 社 外 取 締 役 | 0名 | 0名 | 0名 | 2名 | 1名 |
| 当 社 監 査 役 | なし | なし | なし | なし | なし |
| 新 株 予 約 権 の 数 | 30個 | 42個 | 162個 | 204個 | 135個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 9,000株 | 普通株式 12,600株 | 普通株式 48,600株 | 普通株式 61,200株 | 普通株式 40,500株 |
| 新株予約権の払込金額 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり 1,490円 | 1株当たり 1,374円 | 1株当たり 1,424円 | 1株当たり 1,260円 | 1株当たり 981円 |
| 新株予約権の権利行使期間 | 2015年8月2日から 2023年6月20日まで | 2016年8月2日から 2024年6月23日まで | 2017年8月1日から 2025年6月20日まで | 2019年8月1日から 2027年6月25日まで | 2020年8月1日から 2028年6月23日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | (注1) | (注1) | (注1) | (注1) | (注1) |

| 発 行 日 | 2019年8月15日 | 2020年8月17日 |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 保 有 人 数 | 5名 | 4名 |
| 当社取締役（社外取締役を除く） | 4名 | 3名 |
| 当 社 社 外 取 締 役 | 1名 | 1名 |
| 当 社 監 査 役 | なし | なし |
| 新 株 予 約 権 の 数 | 230個 | 114個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 69,000株 | 普通株式 34,200株 |
| 新株予約権の払込金額 | 無償 | 無償 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1株当たり 988円 | 1株当たり 702円 |
| 新株予約権の権利行使期間 | 2021年8月1日から 2029年6月22日まで | 2022年8月1日から 2030年6月21日まで |
| 新株予約権の行使の条件 | (注1) | (注1) |

(注1) ① 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものです。

② 権利行使時において、当社役員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができます。但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効します。

③ その他の権利行使の条件については、取締役会の決定によります。

(注2) 上記には、役員就任前に付与されたものも含めて記載しております。

(注3) 当社は、2022年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。

上記は調整後の株式数および価額としております。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

事業報告の会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

| | 支 | 払 | 額 |
|-------------------------------------|---|---|-----|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | | | 117 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | | | 218 |

(注1) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注3) 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠、監査時間及び報酬額の推移等を確認したうえで、当該事業年度の会計監査人の報酬等につき、監査の効率性及び監査品質の確保に鑑み相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(注4) 当社の重要な子会社のうち、商船三井テクノトレード(株)、(株)フェリーさんふらわあ、Phoenix Tankers Pte. Ltd.、MOL Chemical Tankers Pte. Ltd.、TraPac, LLCは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務・税務デューデリジェンス業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会がその会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して、会計監査人としての適格性及び信頼性が損なわれる事象が生じた場合、会計監査を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または会計監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合、その他会計監査人の変更または解任若しくは不再任が適切であると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

取締役会では、監査役会の要請を受けて株主総会の目的とすることを決定します。

事業報告の業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、経営の効率性と健全性並びに財務報告の適正性と信頼性を確保するために、以下のとおり「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」を構築し運用する。本方針は今後も継続的な改善を図るものとする。

① 当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」）の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

<コンプライアンス>

- (a) 当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「常にコンプライアンスを意識し、社会規範と企業倫理に則って行動する」ことを価値観・行動規範（MOL CHARTS）のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス体制の充実のため、その基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）（2023年4月以降はチーフ・オペレーティング・オフィサー（COO）、或いはチーフ・コンプライアンス・リーガル・オフィサー（CCLO））を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (b) 役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第5条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、個人情報を含む顧客、取引先、従業員、及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。
- (c) 全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、e-ラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じると共に、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。
- (d) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

<コーポレートガバナンス>

- (e) 当社は、「商船三井グループ コーポレート・ガバナンス基本原則3か条」、及び「商船三井グループ コーポレート・ガバナンス ポリシー」を定め、当社グループに所属するすべての役職員の行動準則とし、コーポレートガバナンスの充実に積極的かつ継続的に取り組む。
 - (f) 当社は、グループ企業理念に基づき、経営計画の推進、及びサステナビリティ課題への取り組みを通じたグループビジョンへの到達と中長期的な企業価値の最大化を図るため、①複数名の独立社外取締役を選任する、②取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める任意の組織である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する、③東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社独自の独立性判断基準を新たに策定する、などを通じて、コーポレートガバナンス体制の充実に積極的かつ継続的に取り組む。
 - (g) 当社は、取締役会から独立した監査役会による監査機能を確保しつつ、それに加え、業務執行を行う社内取締役（執行役員を兼務）相互の監督・牽制のみならず、取締役会を業務執行も担う社内取締役と、専門領域における豊富な経験と知見をもち、客観的な視点から戦略検討機能と監督機能に特化した役割を果たす独立社外取締役とからなる構成とし、取締役会での実効的な監督体制を確保することにより、業務執行の適法性、妥当性・効率性を実現するための機関設計をとる。
 - (h) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役、執行役員及び従業員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
 - (i) 内部監査部門として社長から指示を受け、他のいかなる職制からも独立した経営監査部を置く。
 - (j) 取締役会において、経営の客観性・透明性を確保するため、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの状況や方向性、及び取締役会の実効性の検証について、独立社外取締役・独立社外監査役の視点を交えて検討するコーポレート・ガバナンス審議会を設置する。
- ② 取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制
- (a) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬等に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。
 - (b) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。また、両諮問委員会には独立社外監査役が出席し、意見を述べることができる。
 - (c) 指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
 - (d) 報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
 - (e) 取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。
- ③ 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書又は電子情報により、各種法令で定めるもののほか、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程等に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。
 - (b) 取締役及び監査役は、随時これらの文書又は電子情報を閲覧できるものとする。

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社グループは、主たる事業である海上輸送、及びグループビジョンの実現に向けて推進する社会インフラ事業の分野において、世界各国の経済情勢やテロ・戦争その他の政治的、社会的な要因、自然現象・災害、及び伝染病、ストライキ、その他の要因による社会的混乱等により予期せぬ事象が発生した場合など、当社グループの事業活動や業績、株価及び財務状況等において悪影響を及ぼす可能性があると考えられる主な損失の危険（本項において「リスク」）に対して、経営会議の下部機関である投融資委員会（2023年4月以降は投資戦略委員会）や安全運航対策委員会等において関連するリスクの把握、分析及び評価を行い、その結果を取締役会及び経営会議における意思決定に反映する。
- (b) 当社及び当社グループ会社が保有する資産について、その価値変動リスクを統計的に分析し、数値化したもの（本項において「アセットリスクコントロール」）を定期的に取締役会に報告する。取締役会をはじめとする意思決定機関は報告されたアセットリスクコントロールが当社連結自己資本の範囲内にあるかどうか等を評価、分析した上で、投資判断を行い、当社グループの事業全体のリスクコントロールを図る。
- (c) 当社は、重大海難事故を含む海難事故、地震・感染症やテロ等の災害、及び重大ICTインシデントが生じた場合には、それぞれ「重大海難対策本部規程」、「海外安全管理本部規程」、「災害感染症対策本部規程」、及び「重大ICTインシデント対策本部規程」に基づき、事業継続を含む早期復旧・再開を図るための組織として、各対策本部を設置し、適切に対処する。上記の重大な事故・災害・危機等に該当しない事象に対しては、各種社内マニュアルに基づき、これらに対処する。また、これらの各対策本部の枠組みにとどまらない、当社又は当社グループ全体の事業活動を阻害するような甚大な影響を及ぼしうる事故・事象・状況の発生時（本項において「クライシス」）においては、「クライシス対策本部規程」に基づき、事業継続と企業価値維持を図るべく、社会的インパクトを考慮しつつ当社グループ一丸となってクライシス対策を講じる組織として、社長を本部長とするクライシス対策本部を設置し、適切且つ迅速に対応する。

⑤ 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。また、経営環境の変化に対応し、取締役会の効率化を図るため、指名・報酬諮問委員会、及びコーポレート・ガバナンス審議会での議論を通じた運営体制の改善に努める。
- (b) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決議するための審議を行なう。経営会議は社長執行役員が指名し取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (c) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行なう。
- (d) 当社グループの取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社における決議・決裁、コンプライアンス遵守、組織管理、及び職務責任権限に係る各種規程を定め、当社の経営管理責任者を通じた子会社での準用を推奨する。また、当社の取締役会、及び経営会議において、当社グループの取締役、及び執行役員の職務の執行状況を監督するとともに、年2回程度開催するグループ経営会議において当社グループの経営方針や子会社の経営状況に関する議論・情報共有を行う。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (b) 経営監査部は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

⑦ 当社グループにおける子会社の取締役等の職務執行の報告に関する体制その他業務の適正を確保するための体制

- (a) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する価値観・行動規範（MOL CHARTS）を掲げ、これを基礎として定める当社の各種規程に準じて、グループ各社はその子会社の管理を含む諸規程を定める。
- (b) 各グループ会社の事業内容によって経営管理担当部・ユニットを定め、当社グループ全体の経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理するとともに、内部統制に係る責任を負う。経営管理担当部長・ユニット長は経営管理責任者として、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握するとともに、重要経営事項については、グループ会社ごとに当社の事前承認や報告を要する事項を取り決め、これを実行するよう求める。また、原則として、取締役、及び監査役を各グループ会社へ派遣の上、職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分し、かつ業務の適正を確保する。また、一部海外グループ会社については米州、欧州、アフリカ、東アジア、東南アジア・大洋州、及び南アジア・中東の各地域を統括する総代表（2023年4月以降は営業統括、若しくはコーポレート機能統括）が経営管理担当部長・ユニット長に代わりこれを行う。
- (c) 前項の定めに関わらず、組織規程に基づき、本社組織の一部と位置付けられるグループ会社については経営管理責任者として営業本部長・管掌役員（本項において「責任者」）を定め、経営管理担当部・ユニットは置かず、責任者が直接的に経営管理と内部統制の責任を負う。また、当該グループ会社の執行責任者（社長）は、当社の執行役員（原則としてグループ執行役員）がその任に就く。さらに、責任者に対する実務的な支援を担う組織としてアドミニストレーション担当部・ユニットを定め、責任者の指揮の下、客観的な立場から当該グループ会社に対する管理実務を行う。

- (d) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。
 - (e) グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築すると共に、当社の経営監査部は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。
- ⑧ 監査役の職務を補助する専任スタッフ（本項において「補助使用人」）とその独立性に関する事項及び補助使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役の職務を補助するため、当社の従業員から補助使用人を任命する。
 - (b) 補助使用人の人事評価は監査役が行い、補助使用人の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
 - (c) 補助使用人は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。
 - (d) 監査役は、以下の事項の明確化など、補助使用人の独立性及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に必要な事項を検討する。
 - ① 補助使用人の権限（調査権限・情報収集権限のほか、必要に応じて監査役の指示に基づき会議へ出席する権限等を含む。）
 - ② 監査役の補助使用人に対する指揮命令権
 - ③ 補助使用人の活動に関する費用の確保
 - ④ 内部監査部門等の補助使用人に対する協力体制
- ⑨ 当社グループの取締役、執行役員及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- (a) 取締役、執行役員、及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務又は業績に影響を与える重要な項目について監査役に報告する。グループ会社の取締役、監査役、執行役員、及び従業員は、当社及び当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に報告できるものとする。
 - (b) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する監査役への報告・相談については秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。
 - (c) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
 - (d) 経営監査部は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。
 - (e) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制は、上記に従い適切に運用されており、問題は生じていません。
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① コンプライアンス

- (a) 当社は、当社グループ役員が遵守すべき行動基準、コンプライアンス規程をはじめとして、独禁法遵守行動指針、贈賄等防止規程、インサイダー取引防止規程、個人情報管理規程等の各種法令に関する規程を整備しています。また、その浸透を図り、コンプライアンス意識を徹底・向上させるため、国内外の当社グループ役員を対象に、社内研修、講習会、e-ラーニング等を実施しています。
- (b) 部店におけるコンプライアンスの統括責任者としてコンプライアンスオフィサーを、コンプライアンスオフィサーを統括すると共にコンプライアンス体制の整備・強化を図る責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー（2023年4月以降はチーフ・コンプライアンス・リーガル・オフィサー）を任命し、コンプライアンスについての責任者を明確にしています。また、経営会議の下部機関として設置したコンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、全社的なコンプライアンス体制の充実、徹底、また違反行為についての処置の決定等の役割を果たしています。取締役会及び経営会議は半期ごとにコンプライアンス活動に関する報告を受け、その徹底や改善に向けた議論を行っています。
- (c) コンプライアンス違反の疑いのある行為を発見した場合、役員は所属する部店のコンプライアンスオフィサー又はコンプライアンス委員会事務局に報告・相談することとされています。しかしコンプライアンスオフィサー又はコンプライアンス委員会事務局とコンプライアンス社内相談窓口を兼務する経営監査部長への報告・相談が困難な場合、必要かつ相当と判断した場合又は違反行為、若しくは違反の疑いのある行為が取締役・監査役、グループ執行役員を含む執行役員、若しくは経営監査部長に関係するものである場合に備え、社外相談窓口を設置しており、報告・相談された事案は秘密厳守の下で調査し、違反が認定されれば速やかに必要な是正措置を講じております。これに加え、年に1回「コンプライアンス強化月間」を設定し、役員からのコンプライアンスに関する幅広い情報収集に努めています。

② コーポレートガバナンス

- (a) 取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営に係る基本方針と最重要案件の審議、裁決や経営の監督等を行っております。当期は取締役会を15回開催しました。
- (b) 独立社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性あるものとすべく、取締役会の下に会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、独立社外取締役が過半数を占める指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の選解任、社長・CEOの後継者育成計画、並びに報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行っています。今期は指名諮問委員会を7回、報酬諮問委員会を8回開催しました。
- (c) 取締役会の下に会長及び社長を含む社内取締役、独立社外取締役全員、社内監査役、及び独立社外監査役全員で構成されるコーポレート・ガバナンス審議会を設置し、当社のコーポレートガバナンス全般に関わる大きな方向性について自由闊達に議論し、取締役会に対して助言・報告を行います。今期はコーポレート・ガバナンス審議会を7回開催しました。
- (d) 取締役会が重要案件に集中できるように、取締役会の決定に基づく経営の基本計画及び業務の執行に関する重要事項は原則毎週開催される経営会議にて審議、決定しています。これら決定された方針に基づく業務執行は取締役会で選任された代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員が行うことにより経営執行の効率化とスピードアップを図っています。
- (e) 当社及び当社グループ会社の事業については、定期的に取締役会、経営会議をはじめとする社内の重要な会議で報告され、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っています。

③ リスクマネジメント（損失の危険の管理）

- (a) 当社はリスクの種別ごとに担当部門を置き、所定の規程やルールに従って、リスク量の把握やヘッジによるエクスポージャーの削減、保険付保等によるリスク移転を含めたリスク低減策を講じています。各担当部門によるリスク管理の状況は定期的に経営会議に報告され、情報の一元管理と必要な判断・対応が行われています。また、新規の投資判断にあたっては、社内審査部門によりリスクの洗い出しを行い、必要に応じて各管理担当部門のアセスメントを経て、意思決定プロセスに入ります。案件の重要性に応じて、経営会議討議の前に投融資委員会（2023年4月以降は投資戦略委員会）にて事前審議が行われ、リスクの掘り下げや論点整理がなされます。最重要案件については、経営会議における慎重な審議を経て取締役会に付議されますが、想定されるリスクについてのサマリーシートに基づき議論することをルールとするなど、リスク管理を重視した判断を行っています。
- (b) これに加え、当社は「アセットリスクコントロール」と呼ぶ独自のリスク管理手法を導入しています。この手法は金融機関で幅広く利用されているリスク管理手法を海運業向けに応用したもので、全船隊に対して同時に相当程度のストレスシナリオ（低運賃市況・低売船市況）を適用、それが一定期間継続した場合に想定される最大の損失額（リスク量）を計算し、その総額が自己資本との比較で過大とならないように管理するものです。全社リスク量は半年に一度計測の上、自己資本と比較した結果を取締役に報告し、監督を受けています。
- (c) 海運業を中心として、約800隻の多様な船舶や海上プラントを運航・操業し、様々な社会インフラを提供する当社にとって、衝突・座礁・火災といった事故による船体・積み荷・乗組員への損害や損傷、貨物油や燃料油流出による環境汚染（油濁）は最も重大なリスクの一つです。当社は事故を未然に防ぐため、保有船・備船の区別に関わらず、安全運航本部と各営業本部、船主（備船の場合）、及び船舶管理会社との緊密な連携のもと、船員に対する教育・指導や、安全を担保する船体仕様の整備などソフト面・ハード面で様々な対策を講じています。また、海賊やテロの危険に対しても、十分な訓練、緻密な運航ルール設定、陸上からのサポート、必要な設備の設置など、様々な備えを行っています。

当社は、2020年7月にばら積み貨物船WAKASHIO（長鋪汽船株式会社の子会社から当社がチャーター）がモーリシャス島沖で座礁し、燃料油が流出した事故を踏まえ、現場である本船側のみならず、当社陸上側からの支援体制、船主、船舶管理会社の管理体制を見直しました。加えて、このように従前の重大海難対策本部の枠組みにとどまらない、当社又は当社グループ全体の事業活動を阻害するような甚大な影響を及ぼしうる事故・事象・状況（クライシス）が発生した場合に、事業継続と企業価値維持を図るべく、社会的インパクトを考慮しつつ当社グループ丸となってクライシス対策を講じる組織として、社長を本部長とするクライシス対策本部を設置し、適切且つ迅速に対応する体制を整備しています。

- (d) 地球温暖化をはじめとする気候変動は、気象・海象の変化をより激しくし、安全運航の妨げに繋がる危険性があります。また、気候変動対策としての脱炭素化の流れは、大量の燃料油を必要とし、主要貨物として様々な化石エネルギー資源を輸送する当社にとって、公的規制等によるコスト増大や輸送需要の構造的減少などの形で事業環境を大きく変える可能性があります。当社はこうした流れに即して「商船三井グループ環境ビジョン2.2」において2050年までのGHGネットゼロ・エミッション目標を掲げ、その達成に向けてロードマップを策定・公表し、クリーン代替燃料や省エネ技術の導入、効率運航の深度化等を進めています。また、代替燃料輸送や低・脱炭素化に資するソリューションを開発・提供することにより、脱炭素化の流れを新たな需要喚起に繋げ、ビジネスチャンスとしていきます。当社グループが負う気候変動リスクの全体像や対応方針については、TCFDの枠組みを活用し、可視化に努めています。
 - (e) 大規模な地震等の災害発生時に船舶の運航を維持し、サプライチェーンを支える社会的役割を果たすため、当社はBCPマニュアルを定め、サテライトオフィスやシステムのバックアップ体制を整備した上、十分な訓練を実施しています。また、本社役職員全員にノート型PCを配布することにより、クラウド型ツール等を活用してリモート環境から勤務可能な就労体制を整備しています。
 - (f) 当社は、国際情勢を含む顧客信用リスクやカントリーリスクについて、リスクマッピング分析に関する議論を開始し、その影響度の把握に努めています。加えて、上述する「アセットリスクコントロール」において、現在ではカントリーリスクや顧客の信用リスク、グループ会社の事業リスクも含めて、より適切にリスク量を計測できる仕組みに進化させています。なお、当社は目下のロシア・ウクライナ情勢に関して、今後、国際社会が協調して行うロシア連邦に対する制裁措置を遵守すると共に、日本政府の方針に従い、事業パートナーを含む各方面と協議を続けながら、適切に事態に対応していきます。そのため、社長の指揮のもと社内横断的なタスクフォースを立ち上げ、日々情報の収集と分析を行い、変化する状況に迅速に対応できるよう努めています。
 - (g) 財務報告の信頼性確保に向けた内部統制の有効性評価は、金融商品取引法の定めに基づき実施しており、内部統制システムの適切な運用を確認しています。
- ④ 当社グループ会社管理（企業集団における業務の適正の確保）
- (a) 当社は、グループ会社経営管理規程、グループ会社経営管理実務ガイドラインをはじめとする規程を整備し、国内外の当社グループ会社の適正な管理を図っています。また、当社グループ会社の重要な経営事項を当社の承認事項とするとともに、計画の進捗状況等の報告を当社グループ会社から受け、当社より適宜指導、助言を行うこと等を通じて、当社グループ全体の企業価値の向上を図っています。さらに、毎年2回社長をはじめとする当社経営層と当社グループ会社の代表者によるグループ経営会議を開催し、経営目標の共有・確認、コンプライアンスの徹底を図っています。
 - (b) 当社グループ会社は、当社のコンプライアンス規程等に則して、独立した法人として個々の規模・業態に合ったコンプライアンス体制を構築・運用しています。当社グループ会社においてコンプライアンス違反行為に相当する事例が生じた場合、当該会社において自社の社内規則に則って速やかに対処し、再発防止策を実施するとともに、当社においてもコンプライアンス委員会への報告やグループ内部統制改善等の必要な対応を行います。
- ⑤ 監査役監査
- (a) 当社は、監査役監査の実効性確保に関する規程を定め、役職員による監査役への報告事項をはじめ、監査役監査の実効性を確保するための基準等を整備しています。
 - (b) 常勤監査役に対しては、取締役会に加え、経営会議及び投融資委員会（2023年4月以降は投資戦略委員会）をはじめとする各委員会への出席機会を確保し、審議・意思決定過程における監査実施を担保しています。また、社外監査役に対しては、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会に各1名の出席機会を確保しています。これに加え監査役は、取締役、執行役員、従業員との定期的面談、グループ会社への調査、経営監査部及び会計監査人との連携、グループ会社監査役との情報交換等の機会を確保し、これらを通じて、経営課題やリスクに関する認識を共有するとともに内部統制システムの構築・運用状況等を監査し、適正な業務の確保を促しています。
 - (c) 監査役会、及び監査役の職務補佐のため、監査役付を設置（2023年4月以降は監査役会の下に監査役室を設置）し、専任スタッフを配しています。
- ⑥ 内部監査
- 内部監査部門である経営監査部は、毎期初に監査計画を定め、これに基づき当社各部門及び国内外グループ会社に対する監査を実施しています。監査の結果識別された課題については、関係部門に対し改善策を提案するとともに、都度社長への報告を行っています。これに加え、取締役会に対しては内部監査の計画と実施状況を定期的に報告し、監査役会とは定例の打合せ等により連携を確保しています。

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------|--------|----------|-----------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 65,400 | 23,090 | 1,091,250 | △2,267 | 1,177,474 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 189 | 189 | | | 378 |
| 新株予約権の行使 | | | | 225 | 225 |
| 剰余金の配当 | | | △216,639 | | △216,639 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 796,060 | | 796,060 |
| 連結範囲の変動又は持 分法の適用範囲の変動 | | | △341 | | △341 |
| 自己株式の取得 | | | | △56 | △56 |
| 自己株式の処分 | | | △686 | 1,540 | 853 |
| 連結子会社株式の取得 による持分の増減 | | △121,340 | | | △121,340 |
| 利益剰余金から資本剰 余金への振替 | | 98,060 | △98,060 | | － |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | － |
| 当期変動額合計 | 189 | △23,090 | 480,331 | 1,709 | 459,140 |
| 当期末残高 | 65,589 | － | 1,571,582 | △558 | 1,636,614 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 非支配 株主持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|----------------------|-------------|--------------|------------------|-----------------------|-------|-------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に係 る調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 34,010 | 27,161 | 29,232 | 6,691 | 97,095 | 781 | 59,514 | 1,334,866 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | | 378 |
| 新株予約権の行使 | | | | | | △225 | | － |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △216,639 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | | | 796,060 |
| 連結範囲の変動又は持 分法の適用範囲の変動 | | | | | | | | △341 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △56 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 853 |
| 連結子会社株式の取得 による持分の増減 | | | | | | | | △121,340 |
| 利益剰余金から資本剰 余金への振替 | | | | | | | | － |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | △1,537 | 50,429 | 142,415 | 329 | 191,636 | △5 | △47,790 | 143,839 |
| 当期変動額合計 | △1,537 | 50,429 | 142,415 | 329 | 191,636 | △231 | △47,790 | 602,754 |
| 当期末残高 | 32,472 | 77,590 | 171,647 | 7,021 | 288,732 | 550 | 11,724 | 1,937,621 |

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 385社
- (2) 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 当社グループの現況に関する事項 12 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。
- (3) 主要な非連結子会社の名称 アジアカーゴサービス(株)
- (4) 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも小規模であり全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしませんので連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用会社の数
非連結子会社： 2社
関連会社： 122社
- (2) 主要な持分法適用関連会社の名称は、事業報告内の「1. 当社グループの現況に関する事項 13 重要な関連会社の状況」に記載のとおりであります。
- (3) 主要な持分法非適用非連結子会社の名称 アジアカーゴサービス(株)
- (4) 主要な持分法非適用関連会社の名称 (株)空見コンテナセンター
- (5) 持分法の適用の範囲から除いた理由
持分法非適用会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分相当額は、いずれも小規模であり重要性が乏しいと認められますので、持分法適用対象から除いております。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

- (1) 連結の範囲
当連結会計年度から、新規設立及び重要性の観点等より30社を新たに連結の範囲に含め、清算終了等により20社を連結の範囲から除外し、株式取得により2社を持分法適用関連会社から連結子会社へ変更しております。
- (2) 持分法の適用の範囲
当連結会計年度から、重要性の観点等より1社を持分法適用の範囲に含め、清算終了等により2社を持分法適用の範囲から除外し、株式取得により2社を持分法適用関連会社から連結子会社へ変更しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券 時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)

満期保有目的の債券 償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

デリバティブ

棚卸資産

時価法

主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

船舶 主として定額法(一部の船舶について定率法)

建物 主として定額法

その他の有形固定資産 主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
のれんの償却については、その効果が発現する期間を個別に見積もり、当該期間にわたって均等償却しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

株式報酬引当金

株式報酬制度による当社株式等の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高い契約について、損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

特別修繕引当金

船舶の修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕見積額基準により計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に船舶による海上貨物輸送及び貸船等のサービス並びにこれらに付帯するサービスを提供しております。

海上貨物輸送においては、顧客の貨物を輸送する行為である各航海を契約及び履行義務としております。航海期間にわたり航海日数の経過に伴い当該履行義務が充足されるものであることから、各航海の見積り総日数（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く）に対する期末日までの経過日数の割合を進捗度とし、当該進捗度に基づき収益を認識しております。取引の対価の金額には、燃料費調整係数、滞船料及び早出料等の変動対価が含まれておりますが、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高いため、当該変動対価を取引価格に含めております。

貸船においては、船長や船員の配乗等を通じて輸送能力を備えさせた船舶による輸送サービスの提供を履行義務としておりますが、契約期間にわたり輸送サービスの提供に伴い充足されることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に基づき提供したサービスに対して顧客に請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

海上貨物輸送及び貸船に関する取引の対価は、履行義務の充足後に速やかに受領するものもありますが、主として契約に基づいた金額を前受けしております。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。

自動車船・港湾・ロジスティクス・フェリー・内航RORO船事業に帰属する一部の連結子会社においては、航空・海上フォワーディング、陸上輸送等のサービスを提供しており、主に輸送期間にわたり収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

主なヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|---------|-------------|
| 外貨建借入金 | 外貨建予定取引 |
| 為替予約 | 外貨建予定取引 |
| 通貨オプション | 外貨建予定取引 |
| 通貨スワップ | 貸船料及び外貨建借入金 |
| 金利スワップ | 借入金利息及び社債利息 |
| 金利キャップ | 借入金利息 |
| 燃料油スワップ | 船舶燃料 |
| 運賃先物 | 運賃 |

ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取り扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理、金利スワップの特例処理

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の支払い金利

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

(7) 当社及び連結子会社の支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

主として従業員が退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は主としてその発生時に一括費用処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、連結計算書類への影響はありません。

(ASC第842号「リース」の適用)

米国会計基準を採用している一部の在外連結子会社は、当連結会計年度の期首より、ASC第842号「リース」を適用しております。

これにより、当該在外連結子会社における借手のリース取引については、原則として全てのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上することといたしました。

当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、当該会計基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、投資その他の資産の「その他長期資産」が82,761百万円、流動負債の「その他流動負債」が6,987百万円、固定負債の「その他固定負債」が75,774百万円増加しております。なお、当連結会計年度において、連結損益計算書に与える影響はありません。

(棚卸資産の評価方法の変更)

当社グループは、棚卸資産のうち、原材料及び貯蔵品の評価方法について、主に移動平均法に基づく原価法を採用していましたが、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より先入先出法に基づく原価法に変更しております。

この評価方法の変更は、基幹システムの変更を契機として、先入先出法にて在庫評価を行う方がより適切な棚卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによるものであります。

なお、過年度の在庫受払データの記録方法が新基幹システムと異なることから先入先出法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが困難であるため、前連結会計年度末の帳簿価額を当連結会計年度の期首残高として、期首から将来にわたり先入先出法に基づく原価法を適用しております。

これにより、従来の方と比べて、当連結会計年度末における棚卸資産が1,439百万円減少し、当連結会計年度の売上原価が同額増加しており、その結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。また、当連結会計年度の1株当たり純資産額は3.61円減少し、1株当たり当期純利益は3.62円減少しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

「減損損失」は前連結会計年度まで「その他特別損失」に含めて表示していましたが、当連結会計年度において、金額の重要性が増加したため区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「減損損失」は125百万円であります。

前連結会計年度において、区分掲記してありました「特別損失」の「建替関連損失」は、金額の重要性が減少したため、当連結会計年度より「その他特別損失」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「建替関連損失」は1,389百万円であります。

会計上の見積りに関する注記

(長期備船契約に係る契約損失引当金)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
契約損失引当金 10,894百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

契約損失引当金の認識は、長期備船契約に関する将来の貸船料及び船舶調達コストによって見積もっております。当該貸船料に関する見積りは市場における備船料の動向等の影響を受け、調達コストに関する見積りは船舶設備資金金利、船員人件費等の船費の動向の影響を受けます。

この結果、翌連結会計年度の連結計算書類において、契約損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳とその金額

| | |
|----------|-----------|
| 原材料及び貯蔵品 | 49,422百万円 |
| その他 | 1,365百万円 |

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|--------|------------|
| 船舶 | 181,509百万円 |
| 投資有価証券 | 163,575百万円 |
| その他 | 1,019百万円 |
| 合計 | 346,105百万円 |

また、担保に供した投資有価証券のうち、

イ) 162,914百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。

ロ) 661百万円については、海洋事業プロジェクト及びLNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

(2) 担保に係る債務

| | |
|-------|------------|
| 短期借入金 | 17,389百万円 |
| 長期借入金 | 159,889百万円 |
| 合計 | 177,279百万円 |

3. 有形固定資産の減価償却累計額 895,650百万円

4. 偶発債務

| | |
|-------------|-------------|
| 保証債務等 | 222,375百万円 |
| (うち外貨建保証債務) | 217,392百万円) |

5. その他

当社グループは2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が英国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

連結損益計算書に関する注記

和解金について

当社グループは、2014年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶の海難事故に伴って、当社グループの被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。これに対し、同社は当社グループに同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起しておりました。事故発生から10年近く経過したことを鑑み両社間で鋭意交渉した結果、このたび和解合意に到り、両訴訟合わせての当社グループの正味負担額5,300百万円を特別損失に計上しました。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

種類 普通株式
総数 362,010,900株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

種類 普通株式
株式数 263,310株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|-------------|
| 2022年6月21日 定時株主総会 (注) | 普通株式 | 108,252 | 900.0 | 2022年3月31日 | 2022年6月22日 |
| 2022年10月31日 取締役会 | 普通株式 | 108,387 | 300.0 | 2022年9月30日 | 2022年11月28日 |

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の2022年6月21日定時株主総会決議の「1株当たり配当額」は株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|---------------------|------------|------------|
| 2023年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 94,056 | 260.0 | 2023年3月31日 | 2023年6月21日 |

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

種類 普通株式
株式数 1,205,400株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、船舶等の取得のための設備資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関からコミットメントラインを設定しております。

営業債権である受取手形及び営業未収金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内部規程である「組織規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用して当該リスクを回避しております。短期貸付金及び長期貸付金は、主に関係会社に対するものでありますが、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務状況等を定期的にモニタリングして回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）を利用して支払利息の固定化を一部実施しております。また、外貨建ての借入金は、為替変動リスクに晒されておりますが、一部は通貨スワップ取引を利用して当該リスクを回避しております。デリバティブは、上述のリスクを回避するために利用しており、当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき実需の範囲で行い、投機的な取引は一切行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,342,167百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。現金は注記を省略しており、また、短期間で決済される金融商品は時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|------------|---------|--------|
| (1)投資有価証券 (* 1) | | | |
| 関係会社株式 | 3,650 | 3,505 | △145 |
| その他有価証券 | 81,561 | 81,606 | 45 |
| (2)長期貸付金 (* 2) | 138,683 | | |
| 貸倒引当金 (* 3) | △19,059 | | |
| | 119,624 | 121,541 | 1,916 |
| 資産計 | 204,836 | 206,653 | 1,817 |
| (1)社債 (* 4) | 189,500 | 188,503 | △996 |
| (2)長期借入金 (* 5) | 612,139 | 610,701 | △1,437 |
| 負債計 | 801,639 | 799,205 | △2,434 |
| デリバティブ取引 (* 6) | 72,691 | 72,691 | - |

(* 1) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は3,494百万円であります。

(* 2) 長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた21,790百万円が含まれております。

(* 3) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(* 4) 社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた30,000百万円が含まれております。

(* 5) 長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた87,337百万円が含まれております。

(* 6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務になる場合は、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|----------|--------|--------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 81,452 | － | － | 81,452 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | － | 71,323 | － | 71,323 |
| 金利関連 | － | 3,629 | － | 3,629 |
| その他 | － | 29 | － | 29 |
| 資産計 | 81,452 | 74,981 | － | 156,434 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | － | 363 | － | 363 |
| 金利関連 | － | 1,658 | － | 1,658 |
| その他 | － | 269 | － | 269 |
| 負債計 | － | 2,290 | － | 2,290 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---------|-------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 関係会社株式 | 3,505 | － | － | 3,505 |
| その他有価証券 | － | 154 | － | 154 |
| 長期貸付金 | － | 121,541 | － | 121,541 |
| 資産計 | 3,505 | 121,695 | － | 125,200 |
| 社債 | － | 188,503 | － | 188,503 |
| 長期借入金 | － | 610,701 | － | 610,701 |
| 負債計 | － | 799,205 | － | 799,205 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

イ) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。ゴルフ会員権の時価は、公表された相場価格に基づき算定しております。ゴルフ会員権の時価は、市場価格があるものの活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

当社が保有している社債の時価は、元利金の合計額を同様の条件で引き受けた場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ロ) デリバティブ取引

デリバティブの時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。ただし、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

ハ) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ニ) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、公表された相場価格に基づき算定しております。社債の時価は、市場価格があるものの活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

ホ) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異ならないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結子会社であるダイビル株式会社の株式追加取得について

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 ダイビル株式会社

事業内容 不動産の所有、経営、管理及び賃貸借

(2) 企業結合日

2022年4月28日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他の取引の概要に関する事項

当社は、当社連結子会社であるダイビル株式会社（以下「ダイビル」といいます。）の完全子会社化を目的として、ダイビルの普通株式に対する金融商品取引法に基づく公開買付により2022年1月25日に追加取得を行いました。その後、2022年4月28日付でダイビルの普通株式の株式併合の効力が発生したことをもって、ダイビルを完全子会社としております。

2. 実施した会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 43,896百万円 |
| 取得原価 | | 43,896百万円 |

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

15,292百万円

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
|------------|---------|
| 377,634 | 644,921 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、海上貨物輸送及び貸船等のサービスを提供する海運業を中心に事業活動を展開しており、主に「ドライバルク事業」、「エネルギー事業」、「コンテナ船事業」、「自動車船・港湾・ロジスティクス・フェリー・内航RORO船事業」、「不動産事業」及び「関連事業」を営んでおります。

当連結会計年度における各事業の売上高（各事業間の内部売上高又は振替高を含む）は、430,844百万円、401,874百万円、53,360百万円、628,164百万円、42,691百万円及び83,292百万円であります。

なお、売上高については、顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度 | |
|---------------|---------|---------|
| | 期首残高 | 期末残高 |
| 顧客との契約から生じた債権 | | |
| 受取手形 | 1,174 | 1,006 |
| 営業未収金 | 108,716 | 123,128 |
| 契約資産 | 15,601 | 8,329 |
| 契約負債 | 23,125 | 31,006 |

(※) 顧客との契約から生じた債権には、リース取引等に係る金額が含まれておりますが、その金額に重要性がないため、顧客との契約から生じた債権に含めて開示しています。

当連結会計年度期首の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しております。

当連結会計年度中の契約負債の残高の変動は、主に海上貨物輸送や貸船業における対価の前受けと履行義務の充足によるものです。また、契約資産の残高の変動は、主に収益の認識と債権への振替によるものです。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、海上貨物輸送においては、顧客の貨物を輸送する各航海を契約及び履行義務としており、各航海の期間が1年以内であることから、また、貸船における履行義務については履行義務の充足から生じる収益を「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従って認識していることから、それぞれ当該注記に含めておりません。

また、当連結会計年度において、当社グループが提供する他のサービスにおいて残存履行義務に配分した取引価格の金額に重要性はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 5,322円35銭

2. 1株当たり当期純利益 2,204円04銭

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

(第三者割当増資引受及び業務提携)

当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、三井海洋開発株式会社（社長：金森健、本社：東京都中央区、以下「三井海洋開発」）が実施する当社及び三井物産株式会社（社長：堀健一、本社：東京都千代田区、以下「三井物産」）を引受先とする第三者割当増資に応じること、及び三井海洋開発と業務提携契約（以下「本業務提携契約」とい、本業務提携契約に係る業務提携を、以下「本業務提携」という。）を締結することを決定しました。

1. 第三者割当増資引受の概要

(1) 引受株式の種類及び数 普通株式 10,162,300株

(2) 払込金額 12,845,147,200円

(3) 払込期日 2023年6月30日

引受後の当社による三井海洋開発への出資割合は14.86%となり、三井物産と同率の第二位株主となる見込みです。

2. 業務提携の内容等

- ・三井海洋開発によるFPSO等の設計・建造・リース・オペレーション等に関するノウハウの提供
- ・当社によるグローバルネットワーク、並びに事業開発、資金調達及び各地域特性に関するノウハウの提供
- ・当社による三井海洋開発の業務運営面に関する体制強化に対する協力
- ・当社による三井海洋開発への人材支援

当社は、本業務提携の各項目につき、その内容、条件、時期等の詳細について三井海洋開発との間で協議の上、実施する予定であります。

3. 損益に及ぼす重要な影響

本業務提携が2024年3月期の連結業績に直接与える影響は軽微であると考えております。

その他の注記

(連結子会社の異動 (株式譲渡))

当社は、2022年10月31日付けの取締役会決議により連結子会社であるINTERNATIONAL TRANSPORTATION INC. (以下「ITI社」といいます。)の株式を譲渡 (以下「本件株式譲渡」といいます。) することを決定しましたが、主務官庁の承認手続き日程の影響により、株式譲渡が完了しておりません。

なお、本件株式譲渡の完了に伴いITI社は当社の連結子会社から除外されることとなります。

1. 異動 (株式譲渡) の理由

ITI社の100%子会社であるTraPac, LLCは米国カリフォルニア州でのコンテナターミナル事業を運営してきました。当社は、2018年に当社コンテナ船事業を持分法適用会社であるOcean Network Express Pte. Ltd.社へ移管して以降、コンテナターミナル事業のポートフォリオ戦略の見直しを進めておりましたが、今般、TraPac, LLCの持株会社であるITI社の株式を譲渡することを決定しました。

2. ITI社の概要

| | | |
|-------------|---|-------------------------------|
| 名称 | INTERNATIONAL TRANSPORTATION INC. | |
| 所在地 | 630 West Harry Bridges Blvd, Wilmington, CA 90744 USA | |
| 代表者の氏名 (役職) | 桜田 治 (Chairman) | |
| 事業内容 | コンテナターミナル事業運営のための持株会社 | |
| 資本金 | US\$ 104,562,811 | |
| 設立年月日 | 1993年12月16日 | |
| 大株主及び持株比率 | 株式会社商船三井 100% | |
| 当社との関係 | 資本関係 | 当社は、当該会社の株式を100%保有しております。 |
| | 人的関係 | 当社は、当該会社に対して非常勤役員3名を派遣しております。 |
| | 取引関係 | 該当事項はございません。 |

3. 譲渡相手先の概要・譲渡金額

本件株式譲渡の譲渡相手先は2社 (以下、譲渡相手先のうち、一方を「譲渡相手先1」、他方をOcean Network Express Pte. Ltd.(以下、「ONE社」といいます。)) であり、当社は、譲渡相手先1およびONE社との間でそれぞれ株式譲渡契約を締結しております (以下、譲渡相手先1への株式譲渡を「本件株式譲渡1」、ONE社への株式譲渡を「本件株式譲渡2」といいます)。

譲渡相手先1 (主としてインフラ投資を手掛ける大手投資ファンド) に対する本件株式譲渡1については、譲渡金額約950百万米ドルを予定しておりますが、株式譲渡契約における守秘義務を踏まえ、譲渡相手先1の概要については開示を差し控えさせていただきます。

また、本件株式譲渡2に関して、ONE社の概要・譲渡金額については以下のとおりであります。

(1) ONE社の概要

| | | |
|----------------|--|---|
| 譲渡相手先の名称 | OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (以下「ONE社」といいます。)又はONE社の指定する法人 | |
| 所在地 | 7 Straits View, #16-01 Marina One East Tower, Singapore 018936 | |
| 代表者役職・氏名 | CEO Jeremy Nixon | |
| 事業内容 | コンテナ輸送事業 | |
| 資本金 | 3,000百万ドル | |
| 設立年月日 | 2017年7月7日 | |
| 純資産 (2023年3月期) | 22,815百万ドル | |
| 総資産 (2023年3月期) | 31,377百万ドル | |
| 大株主・持株比率 | オーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社 100% | |
| 当社との関係 | 資本関係 | 当社は、ONE社の発行済株式の100%を保有するオーシャン ネットワーク エクスプレス ホールディングス株式会社の発行済株式の31.0%を保有しています。 |
| | 人的関係 | 当社は、ONE社に対して従業員46名を派遣しています。 |
| | 取引関係 | 当社は、ONE社との間でコンテナ船の貸船契約を締結し、ONE社に対して、コンテナ船を貸船しています。 |

※なお、ONE社は当社の関連当事者に該当します。

(2) ONE社への譲渡金額
約212.5百万ドル

4. 譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式の状況

| | |
|---------------|--|
| (1) 譲渡前の所有株式数 | 1,000株 (議決権の数：1,000個) (議決権所有割合：100%) |
| (2) 譲渡株式数 (※) | 1,000株 (議決権の数：1,000個) |
| (3) 譲渡後の所有株式数 | 0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%) |

※譲渡相手先1及びONE社への譲渡株式数を合算した数を記載しています。各譲渡相手先に対する譲渡株式数は以下のとおりです。

| | | | |
|--------|------|--------------|---------------|
| 譲渡相手先1 | 490株 | (議決権の数：490個) | (議決権所有割合：49%) |
| ONE社 | 510株 | (議決権の数：510個) | (議決権所有割合：51%) |

5. 日程

| | |
|----------------------------|--------------|
| 株式譲渡契約締結日 (本件株式譲渡1) | 2022年11月11日 |
| 株式譲渡契約締結日 (本件株式譲渡2) | 2022年12月27日 |
| 本件株式譲渡1 実行日 | 2023年7月 (予定) |
| 本件株式譲渡2 実行日 (連結子会社の異動日) | 2023年7月 (予定) |

本件株式譲渡は、関係法令に基づく主務官庁の承認を取得した後に実施されるため、これに変更・遅延が生じた場合には、上記日程は更に変更となる可能性があります。

6. 業績への影響

(1) 本件株式譲渡1

本件株式譲渡1の実施後も、本件株式譲渡2の実行日までには当社の連結子会社としてITI社に対する支配関係が継続するため、2024年3月期の連結業績への影響はありません。

(2) 本件株式譲渡2

2024年3月期の連結決算において関係会社株式売却益約126億円を特別利益として計上予定です。

(記載金額に関する注記)

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類の株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------|-------|----------|--------|----------|----------|--------|----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | | | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | 圧縮記帳積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 65,400 | 44,371 | 44,371 | 8,527 | 743 | 46,630 | 230,468 | 286,370 | △2,268 | 393,873 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 新株予約権の行使 | | | － | | | | | － | 225 | 225 |
| 新株の発行 | 189 | 189 | 189 | | | | | － | | 378 |
| 剰余金の配当 | | | － | | | | △216,639 | △216,639 | | △216,639 |
| 当期純利益 | | | － | | | | 462,022 | 462,022 | | 462,022 |
| 圧縮記帳積立金繰入 | | | － | | 249 | | △249 | － | | － |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | － | | △26 | | 26 | － | | － |
| 自己株式の取得 | | | － | | | | | － | △56 | △56 |
| 自己株式の処分 | | | － | | | | △686 | △686 | 1,540 | 853 |
| 会社分割による減少 | | | － | | | | △8,386 | △8,386 | | △8,386 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | － | | | | | － | | － |
| 当期変動額合計 | 189 | 189 | 189 | － | 222 | － | 236,086 | 236,309 | 1,709 | 238,397 |
| 当期末残高 | 65,589 | 44,561 | 44,561 | 8,527 | 966 | 46,630 | 466,555 | 522,679 | △558 | 632,271 |

| | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|----------------------|-------------|--------------------|-------|----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等 合計 | | |
| 当期首残高 | 27,040 | △1,956 | 25,083 | 781 | 419,739 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株予約権の行使 | | | － | △225 | － |
| 新株の発行 | | | － | | 378 |
| 剰余金の配当 | | | － | | △216,639 |
| 当期純利益 | | | － | | 462,022 |
| 圧縮記帳積立金繰入 | | | － | | － |
| 圧縮記帳積立金の取崩 | | | － | | － |
| 自己株式の取得 | | | － | | △56 |
| 自己株式の処分 | | | － | | 853 |
| 会社分割による減少 | | | － | | △8,386 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △3,052 | 756 | △2,296 | △5 | △2,302 |
| 当期変動額合計 | △3,052 | 756 | △2,296 | △231 | 235,870 |
| 当期末残高 | 23,987 | △1,199 | 22,787 | 550 | 655,609 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

デリバティブ

棚卸資産

時価法

主として先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船

定額法

建物

定額法

その他の有形固定資産

主として定率法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

株式報酬引当金

株式報酬制度による当社株式等の交付に備えるため、当事業年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高い契約について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

5. 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準

当社は、主に船舶による海上貨物輸送及び貨船等のサービス並びにこれらに付帯するサービスを提供しております。

海上貨物輸送においては、顧客の貨物を輸送する行為である各航海を実質的に個別の契約とみなすとともに、履行義務としております。航海期間にわたり航海日数の経過に伴い当該履行義務が充足されるものであることから、各航海の見積り総日数（運送サービスの履行に伴う空船廻航期間を含み、運送サービスの履行を目的としない船舶の移動又は待機期間を除く）に対する期末日までの経過日数の割合を進捗度とし、当該進捗度に基づき収益を認識しております。取引の対価の金額には、燃料費調整係数、滞船料及び早出料等の変動対価が含まれておりますが、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高いため、当該変動対価を取引価格に含めております。

貨船においては、船長や船員の配乗等を通じて輸送能力を備えさせた船舶による輸送サービスの提供を履行義務としておりますが、契約期間にわたり輸送サービスの提供に伴い充足されることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に基づき提供したサービスに対して顧客に請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

海上貨物輸送及び貨船に関する取引は、履行義務の充足後に速やかに受領するものもありますが、主として契約に基づいた金額を前受けしております。なお、取引の対価に重要な金融要素は含まれておりません。

6. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

主なヘッジ手段とヘッジ対象

| ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|---------|-------------|
| 外貨建借入金 | 外貨建予定取引 |
| 為替予約 | 外貨建予定取引 |
| 通貨オプション | 外貨建予定取引 |
| 金利スワップ | 借入金利息及び社債利息 |
| 金利キャップ | 借入金利息 |
| 燃料油スワップ | 船舶燃料 |
| 運賃先物 | 運賃 |

ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

7. 支払利息に係る会計処理について

支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

8. 退職給付に係る会計処理について

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

〔時価の算定に関する会計基準の適用指針〕(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類への影響はありません。

(棚卸資産の評価方法の変更)

棚卸資産のうち、貯蔵品の評価方法について、主に移動平均法に基づく原価法を採用しておりましたが、当事業年度の期首より先入先出法に基づく原価法に変更しております。

この評価方法の変更は、基幹システムの変更を契機として、先入先出法にて在庫評価を行う方がより適切な棚卸資産の評価及び期間損益計算を行うことができると判断したことによるものであります。

なお、過年度の在庫受払データの記録方法が新基幹システムと異なることから先入先出法による計算を行うことが実務上不可能であり、遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが困難であるため、前事業年度末の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり先入先出法に基づく原価法を適用しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度末における貯蔵品が839百万円減少し、当事業年度の売上原価が同額増加しており、その結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。また、当事業年度の1株当たり純資産額は2.32円減少し、1株当たり当期純利益は2.32円減少しております。

会計上の見積りに関する注記

(長期備船契約に係る契約損失引当金)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

契約損失引当金 10,894百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

| | |
|--|-------------|
| 1. 関係会社に対する短期金銭債権 | 222,722百万円 |
| 長期金銭債権 | 250,157百万円 |
| 短期金銭債務 | 122,548百万円 |
| 長期金銭債務 | 600百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 111,617百万円 |
| 3. 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| (1) 担保に供している資産 | |
| 船舶 | 48,501百万円 |
| 投資有価証券 | 661百万円 |
| 関係会社株式 | 77,593百万円 |
| 合計 | 126,755百万円 |
| 担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、 | |
| イ) 関係会社株式77,593百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払いの担保目的で差し入れたものであります。 | |
| ロ) 投資有価証券661百万円については、海洋事業プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。 | |
| (2) 担保に係る債務 | |
| 短期借入金 | 5,605百万円 |
| 長期借入金 | 58,223百万円 |
| 合計 | 63,828百万円 |
| 4. 偶発債務 | |
| 保証債務等 | 536,832百万円 |
| (うち外貨建保証債務) | 460,208百万円) |

5. その他

当社は2012年以降、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国等海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が英国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

損益計算書に関する注記

| | |
|---|------------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 192,401百万円 |
| 売上原価 | 282,778百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 428,382百万円 |
| 2. 債務保証損失引当金繰入額について | |
| 当社が連帯保証を差し入れている連結子会社の債務等について計上しております。当事業年度においては、連結子会社が支払うべき和解金等に係る債務が含まれております。和解金は、2013年6月17日に発生した三菱重工株式会社建造の船舶の海難事故につき、事故発生から10年近く経過したことを鑑み両社間で鋭意交渉した結果、このたび和解合意に到り、連結子会社にて計上したものです。 | |

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数
普通株式

254,056株

税効果会計に関する注記

1. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。

これに伴い、法人税及び地方法人税の会計処理及び開示について、「[グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い]」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

なお、法人税及び地方法人税に係る税効果会計の会計処理及び開示については、実務対応報告第42号を前事業年度の期末から適用しております。

当社は、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行わないことしております。

そのため、計算書類における損益計算書において、通算税効果額は計上しておりません。

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

| 繰延税金資産 | (単位：百万円) |
|-----------------------|----------|
| 税務上の繰越欠損金 | 7,911 |
| 特定外国子会社留保所得 | 41,808 |
| その他有価証券評価損 | 1,049 |
| 関係会社株式評価損自己否認額 | 56,703 |
| 賞与引当金 | 2,127 |
| 減損損失 | 449 |
| 貸倒引当金 | 2,437 |
| 債務保証損失引当金 | 6,579 |
| 契約損失引当金 | 3,427 |
| 関係会社からの備胎契約譲渡 | 230 |
| みなし配当 | 12,355 |
| 繰延ヘッジ損益 | 346 |
| 債務保証損失 | 1,013 |
| その他 | 8,460 |
| 繰延税金資産小計 | 144,901 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △7,911 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △136,987 |
| 評価性引当額小計 | △144,898 |
| 繰延税金資産合計 | 2 |
| 繰延税金負債 | |
| 前払年金費用 | △2,239 |
| その他有価証券評価差額金 | △9,272 |
| その他 | △553 |
| 繰延税金負債合計 | △12,065 |
| 繰延税金負債の純額 | △12,062 |

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 (注) 1 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|------|--|---------------|-------------------------|----------------|------------------|----------------|---------|
| 子会社 | MOL FSRU TERMINAL (Hong Kong) LTD. | 直接100% | 役員の兼任 船舶の備船 債務保証 | 債務保証 | 28,844 | — | — |
| | SAMBA OFFSHORE S.A. | 直接100% | 役員の兼任 債務保証 | 債務保証 | 22,947 | — | — |
| | MOG-X LNG SHIPHOLDING S.A. | 直接100% | 役員の兼任 債務保証 | 債務保証 | 20,563 | — | — |
| | ORCHID LNG SHIPPING (SINGAPORE) PTE.LTD. | 直接100% | 役員の兼任 債務保証 | 債務保証 | 19,574 | — | — |
| | WHITE BEAR MARITIME LTD. | 直接100% | 役員の兼任 船舶の備船 債務保証 | 債務保証 | 16,724 | — | — |
| | LINKMAN HOLDINGS INC. | 直接100% | 役員の兼任 船舶の備船 資金の貸付 | 資金の貸付 | 69,897 | 短期貸付金 | 104,747 |
| | ダイビル㈱ | 直接100% | 役員の兼任 資金の貸付 | 資金の貸付 | 53,500 | 長期貸付金 | 53,500 |
| | GYRO SHIPPING INC. | 直接100% | 役員の兼任 資金の貸付 | 資金の貸付 | 32,384 | 長期貸付金 | 32,384 |
| | CANOPUS MARITIME INC. | 直接100% | 役員の兼任 船舶の備船 | リース債権の回収 | 5,828 | リース債権 (注) 2 | 20,528 |
| | 商船三井ドライバルク㈱ | 直接100% | 役員の兼任 船舶の備船 事業譲渡 | 譲渡資産 譲渡負債 | 27,648 19,183 | — | — |
| 関連会社 | BUZIOS5 MV32 B.V. | 直接20% | 役員の兼任 債務保証 | 債務保証 | 48,690 | — | — |
| | AREA1 MEXICO MV34 B.V. | 直接30% | 役員の兼任 債務保証 | 債務保証 | 45,032 | — | — |
| | MARLIM1 MV33 B.V. | 直接20% | 役員の兼任 債務保証 | 債務保証 | 37,700 | — | — |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 債務保証については、金融機関等からの借入金に対するものであります。なお、保証料は保証先や保証形態等を勘案して決定しております。
 - (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
 - (3) 資金の貸付の一部については、反復的な取引に係るものであり、取引金額は当期の平均残高を記載しております。
 - (4) リース料については、対象資産のコスト相当額を勘案して決定しております。
 - (5) 事業譲渡については、会社分割によるものです。商船三井ドライバルク㈱は、本件分割の効力発生日における当社の不定期船事業、木材チップ船事業、及びパナマックス事業（鉄鋼産業・国内電力向けを除きます。）に関して有する資産及び権利・義務を吸収分割契約に定める範囲において承継しております。なお、承継する雇用契約及びこれらの契約に基づき発生する権利義務はありません。本件分割は、当社と当社の完全子会社との間で行われるため、本件分割による商船三井ドライバルク㈱から当社への対価の交付はありません。
2. リース債権については、1年内返済予定リース債権も含めて記載しております。

収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,810円77銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,279円16銭 |

(注) 2022年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産」及び「1株当たり当期純利益」を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

(第三者割当増資引受及び業務提携)

当社は、2023年4月28日開催の取締役会において、三井海洋開発株式会社(社長:金森健、本社:東京都中央区、以下「三井海洋開発」)が実施する当社及び三井物産株式会社(社長:堀健一、本社:東京都千代田区、以下「三井物産」)を引受先とする第三者割当増資に応じること、及び三井海洋開発と業務提携契約(以下「本業務提携契約」といい、本業務提携契約に係る業務提携を、以下「本業務提携」という。)を締結することを決定しました。

1. 第三者割当増資引受の概要

| | |
|----------------|------------------|
| (1) 引受株式の種類及び数 | 普通株式 10,162,300株 |
| (2) 払込金額 | 12,845,147,200円 |
| (3) 払込期日 | 2023年6月30日 |

引受後の当社による三井海洋開発への出資割合は14.86%となり、三井物産と同率の第二位株主となる見込みです。

2. 業務提携の内容等

- ・三井海洋開発によるFPSO等の設計・建造・リース・オペレーション等に関するノウハウの提供
- ・当社によるグローバルネットワーク、並びに事業開発、資金調達及び各地域特性に関するノウハウの提供
- ・当社による三井海洋開発の業務運営面に関する体制強化に対する協力
- ・当社による三井海洋開発への人材支援

当社は、本業務提携の各項目につき、その内容、条件、時期等の詳細について三井海洋開発との間で協議の上、実施する予定であります。

3. 損益に及ぼす重要な影響

本業務提携が2024年3月期の業績に直接与える影響は軽微であると考えております。

その他の注記

(連結子会社の異動(株式譲渡))

「6.業績への影響」を除き、連結注記表の「注記事項(その他の注記)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

6. 業績への影響

(1) 本件株式譲渡1

2024年3月期の単体決算において関係会社株式売却益約748億円を特別利益として計上予定です。

(2) 本件株式譲渡2

2024年3月期の単体決算において関係会社株式売却損約343億円を特別損失として計上予定です。

(記載金額に関する注記)

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。